第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、 第3回医療等情報利活用WG及び 第2回健診等情報利活用WG 資料7-2(抜粋)

(令和2年10月21日)

HL7FHIRE

それにもとづく医療文書標準仕様の策定

東京大学大学院医学系研究科 医療情報学分野 大江和彦

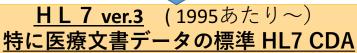
HL7 FHIR (ファイアー)とは

Fast Healthcare Interoperability Resources

- 米国のHL7協会が開発した医療情報交換のための新しい標準仕様(規格)
- 日本では、日本HL7協会、日本医療情報学会NeXEHRS研究会日本実装検討WGなどが普及にむ けて活動しはじめている

HL7 ver.2 (1980年代~) ISO 27931

主として医療情報システム同士のオーダ (検査や処方 などの指示情報) か数値検査結果の連携手順と連携 データの規格



医療全般の情報(画像やゲノム以外)をカバーして 多目的に利用できる「データ記述方法」の規格 医療文書データの標準(HL7CDA)は比較的使われている

HL7 FHIR

仕様が複雑で実装時に多様性が生じるHL7ver3に対して、 簡単な実装を重視して、規格策定が進んでいる

まだまだ発展途上の段階の部分が多い

厚労省標準規格

HS012 臨床検査データ交換規約

HS016 放射線データ交換規約

HS022 処方データ交換規約

HS026 SS-MIX標準化ストレージ

厚労省標準規格(HL7CDAに準拠するもの)

HS007 患者診療情報提供書/電子診療データ提供書

HS008 診療情報提供書(電子紹介状)

HS032 HL7 CDAに基づく退院時サマリー規約

厚労省医政局 電子処方箋 CDA 記述仕様

厚労省保険局 健診・特定保健指導の電子的なデータ

標準様式

2020年度厚生労働科学研究(特定研究)で策定作業中

FHIR準拠 電子処方箋規格(仮称)

FHIR準拠 特定健診・健診データ規約(仮称)

FHIR準拠 退院時サマリー規約(仮称)

FHIR準拠 患者診療情報提供書規約(仮称)

準拠 〈

FHIRの特長

参考文献:

HL7 FHIR:新しい医療情報標準, 日本医療情報学会(監修),丸善出版

- ・健康医療情報に関する「ひとつの事物や事象」の、「相互に関連の強い情報」を「ひとまとまり」にして、<u>リソース</u>と名付けて、その単位で情報をやりとりする。
 - リソース:患者情報リソース、検査結果リソース、施設情報リソース、処方リクエストリソース、 人名リソース、受診リソース など。
 - 異なるリソースを組み合わせてパッケージのように取り扱ってもよい。
- REST API(Application Programming Interface)の採用
 - Webブラウザからサーバにアクセスして情報をやりとりする手順ですべての種類のリソースに検索条件を指定してアクセスできる。



これまでの規格と何が違うのか

• FHIRが優れている理由

誰でも参加しやすい、参入しやすい

- 情報を使う側の実装容易性に強力にフォーカス:速く、簡単に実装できる (複数の開発者がたった1日で簡単なインターフェイスを構築できた例もある)
 - クイックスタートを可能とする多くの実装ソフトライブラリが準備されている
 - 無料で無制限に使用可能なもののある
- Web技術標準の強力な基盤を使用できる

既存のソフト資産も活用できる

- 柔軟な仕様の拡張性:→緩やかな統制は必要
- 既存のHL7 v.2やHL7CDAとは相互互換があり、<u>両方から発展的に活用</u>できる
- RESTfulアーキテクチャ、メッセージとドキュメントを使用したシームレスな情報交換で技術開発社にとって学習障壁が低い

Web標準二医療特化技術からの脱却

しかし、、、、FHIRは(今のところ)「完全な」規格ではない

- 発展途上であること
 - 現在のR4版からは正式版となっているが、リソースが「Normative」(二確定版)となったものはPatient(患者基本情報)とObservation(検査)のみであとは未定。
- 「自由度の高さ」は管理されなければ「自由奔放」になりかねない。
 - 80%のシステムで実際に使われるであろう要素を収載(「80%ルール」と呼ばれる)
 - 利用者が自由に構築できる以上、それ以外の要素が自由に拡張されかねない。

日本医療情報学会では、NeXEHRS研究会「HL7 FHIR実装検討WG」が2019年7月に立ち上がり、日本におけるリソースのあり方や実装のユースケースなど日本適合にむけた詳細化をすすめている。(http://hl7fhir.jp) また、同学会ではHL7FHIR研究会も設置され活動している。(http://fhir.jp)

- Web標準技術であるが故に
 - 認証の管理やセキュリティ対策は十分に必要となる。
 - 医療分野以外のベンダからの参入が期待できるとはいえ、「医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン」が遵守されるよう、発注者側も管理しなければならない。

FHIRの短所

データサービス提供側は今までどおり(今以上に) 開発すべき作業は多い

- ・既存の電子カルテデータベースの項目とFHIRリソースの要素をひとつひとつ対応づける作業
- 対応どおりにデータ項目のデータベースからデータを取り出す
- ・データの形式をそろえ、項目識別ID(検査IDや医薬品ID) コードを標準に変換する
- さまざまなFHIR RESTful 問い合わせに対応できるようにサービスシステムを開発
- ひとつひとつ間違いないか検証
- アクセスしてくる相手を認証し、セキュリティーの確保が必須